

社会福祉法人きぬがさ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きぬがさ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬の額は、次のとおり支給するものとする。ただし、支給を辞退された場合は支給しない。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に基づき、旅費等（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 旅費等は、原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金を手渡しする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正にあたっては、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第6条 以上、定めるものの他、必要な事項は理事会で決定する。

附則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表1

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円

(3) 理事長

	日額
理事会等会議の出席	5,000円

(4) 監事

	日額
評議員会・理事会等会議への出席 監事監査等への出席	5,000円

(5) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会会議への出席	5,000円

別表2 (旅費)

	日額
交通費	きぬがさ福社会職員旅費支給規定に準ずる
日当 (宿泊を伴う場合のみ)	2,600円